

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

平成 27 年

秋 号

2015 No. 80



特集

津波防災の推進について



内閣府（防災担当）
Cabinet Office, Government of Japan

日本の火山

Vol. 35

東京

いおうとう

硫黄島

凄惨な歴史を持つ島



硫黄島全景（気象庁撮影）

硫黄島（別名、中硫黄島）は東京から南へ約1250kmに位置し、北硫黄島、南硫黄島とともに火山列島（硫黄列島）を構成している。南端の摺鉢山（標高169m）と中北部の元山（標高115m）の二つの火山を、千鳥ヶ原（標高70m以下）という台地でつないだ扇形をしている島は、基底の直径40km、海底からの比高2000mという巨大な海底火山の海面上にあらわれた山頂部にあたる。

硫黄島は全体に地温が高く、多くの噴気地帯、噴気孔があり、各所で小規模な噴火を繰り返している。特に、島西部の旧噴火口（通称、ミリオンダラーホール）では2012年以降、頻繁に小規模な水蒸気爆発が発生し、石や泥が飛散している。

気象庁が今年8月に発表した月間火山概況によれば、硫黄島の地殻変動は2014年12月頃から隆起の傾向がみられ、2015年3月頃から、隆起速度が上がっている。さらに、火山活動はやや活発な状態で推移しており、将来、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想している。

硫黄島は、その名の通り、硫黄を産出しており、明治時代から硫黄の採掘を目的とした開拓が始まった。太平洋戦争末期には激しい戦闘が行われ、多くの人命が失われている。現在、自衛隊が管理する航空基地が置かれ、一般の人の島内への立ち入りは制限されている。

硫黄島

火山噴火予知連絡会により活火山に指定されている。気象庁により火口周辺警報（火口周辺危険）が発表中である（平成27年8月31日現在）。

CONTENTS

- 2 日本の火山 Vol. 35
硫黄島（東京）
- 4 特集
津波防災の推進に
ついて
- 8 特集 2
官民連携による防災
- 12 Disaster Management News——防災の動き
・子ども霞が関見学デー IN 内閣府
・平成 27 年度総合防災訓練
・活動火山対策特別措置法の改正
- 19 防災 Q & A [風水害への備え]
大雨による被害が全国各地で相次いで
発生していますが、どのように備えれ
ばいいですか？
危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
国崎 信江
- 20 災害を語りつぐ 4
濃尾地震（1891）
- 22 防災リーダーと地域の輪 第 24 回
女子学生の目線で防災力をアップ
兵庫県 神戸学院大学「防災女子」

表紙の写真



【写真上】

東日本大震災の津波による被害
（宮城県気仙沼市）

→ 4 ページ

【写真下左】

政府本部運営訓練に参加する安倍内閣総理大臣
と山谷防災担当大臣

→ 14 ページ

【写真下右】

みんなで津波避難ポーズ

→ 6 ページ



津波防災の推進について

「11月5日は津波防災の日」

平

成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に伴う大規模な

津波災害により、東北地方から千葉県に至る太平洋沿岸地域において、多くの尊い命が奪われました。これを教訓として、同年6月に津波災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「津波対策の推進に関する法律」が制定され、同法の中で、11月5日が「津波防災の日」と定められました。平時から、家族と逃げる場所を決めておくことや、自らの命を守ることに全力を尽くすなど、津波に対しての備えをすることにより、被害を最小限に止めることができます。「津波防災の日」を契機に、津波に対する防災意識を高めることが重要です。

津波から命を守る

津波から命を守るために一番にすべき行動は「素早い避難」です。東日本大震災の大津波が東北地方の沿岸部に甚大な被害を及ぼした中、岩手県釜石市内の児童・生徒の多くが無事であった事例が「釜石の出来事」として反響を呼んで

います。これは群馬大学大学院の片田敏孝教授が提唱する「津波避難の三原則」、第一「想定にとらわれるな」、第二「最善をつくせ」、第三「率先避難者たれ」を忠実に実行した結果であったと言えます。

この三原則の中で一番大事なことは、第一の「想定にとらわれるな」です。例えば各地域で作成されている「ハザードマップ」等に記載されている警戒情報は、「あくまで予想」と考えること。相手は自然でありどんなことが起こるか分かりません。自分の居る場所がハザードマップでは安全と判断される場所であっても油断しないことです。

第二の「最善をつくせ」とは、一時的に避難した場所が決して一番安全な場所ではなく、その場所に留まることに固執せず、より安全な別の場所に避難できるかを考える、そのときに出来る最善をつくして避難行動をすることです。

第三の「率先避難者たれ」とは、通常私たちは「自分は被害に遭わないだろう」と考えがちですが、この考えを排除し、率先して避難することです。「想定」に頼らず自分たちで判断するのは、とても難しいことです。しかし、いざというときには想定以上のことを判断しなければならぬ事態が起こる

ことを考えておきましょう。

平時の備えと訓練参加

今後発生が危惧される、南海トラフ地震の被害想定の中で、津波による人的被害（死者数）は、最大で約23万人と試算されています。しかし、住民一人一人が迅速に避難を開始し、強固で安全な避難所まで高い位置に避難するなど、主体的な避難行動を行うことで、死者数は4・6万人と約2割にまで減少することが出来ると試算されています。

こうした適切な避難行動を発生時にとるためには、実践的な訓練を重ねることで、一人一人がとるべき行動を体に刻み込み、平時から備えることが極めて重要です。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて、避難訓練の内容についても見つめ直すことが重要です。市町村など地方公共団体が主体となつて行われる訓練は、避難する行動や場所等があらかじめ決められているものが主流でした。しかし、災害時においては、このような訓練で避難している場所が、必ずしも安全であるとは限りません。

日頃から地域において、地震、津波、台風など各種の自然災害に対応した、「自分の命を守る」ための迅速な避難行動や避難場所について、これまでの知識にとらわれることなく、自らが主体的に考え訓練に参加し、備えておくことが重要になります。

内閣府では、11月5日の「津波防災の日」を中心に、内閣府と関係地方公共団体が共催して、全国10か所（北海道日高町、青森県おつ市、福井県福井市、茨城県日立市、静岡県東伊豆町、兵庫県香美町、愛媛県西予市、鳥取県鳥取市、福

計画しており、このような訓練等の取組に参加者の方を約100万人規模にまで充実させていきます。

津波防災ひろめ隊

2015-2016

津波による被害を最小限に軽減するため、防災意識の向上及び適切な避難行動の定着・浸透が不可欠です。

そのため「津波!?高いところへ!」などの津波防災に関するシンプルなメッセージを幅広くお伝えしようと考えております。

内閣府のこのような主旨に賛同してくれた、全国的に有名で発信力のあるご当地キャラクター等が「津波防災ひろめ隊」を結成し、さまざまな形で応援することにより、地域密着型の津波防災の取組を展開してまいります。

平成27年9月7日には、「津波防災ひろめ隊」のコアメンバーが集結して、お披露目を開催しました。当日は、山谷内閣府特命担当大臣（防災）とともに、コアメンバーである「しんじょう君」、「ちっちゃいおっさん」、「ふなっしー」、「くまモン」、「きいちゃん」から、津波防災のポイントが紹介されました。



東日本大震災の津波によって被害を受けた岩手県宮古市



東日本大地震の津波で破壊された宮城県仙台市の工場
(消防科学総合センター 提供)

た。一つ目は、「津波が来たら各自がただちに全力で逃げること」、二つ目は、約束事として①家族と逃げる場所を決めておく②自らの命を守ることに全力を尽くすというものです。このポイントはとても重要なことなので、皆様もよく覚えていただき、ご家族の皆様とも共有してください。

津波避難ポーズ

シンプルなメッセージとともに、国民の皆様により親しみやすく、津波防災の意味をしっかりと覚えていただくために「津波避難ポーズ」も考案しました。

このポーズは、「大きな地震がおこったら、津波が来るおそれがあるので、速やかにできるだけ高いところへ避難しましょう」という、津波防災のキーメッセージを、体感して身に着けていただくために考案したものです。前足を大きく踏み出し、両手を大きく振る「全力で避難」している動作と、上を見上げて上体を反り返らせる「高いところを目指して」いる動作とを融合させることにより、「高いところを目指して全力で避難している」様子を表現しています。



みんなで津波避難ポーズ（9月7日お披露目会）



津波避難ポーズ

「津波防災ひろめ隊サイト」の運用開始

津波防災の特設サイト「津波防災ひろめ隊サイト」も同時に運用を開始しました。サイト内では、「津波防災動画」、「全国各地の訓練イベント情報」、「津波のしくみ」などを掲載しており、「津波防災ひろめ隊」の動画を一人でも多くの方々に御覧いただけるよう、YouTubeのオフィシャルチャンネルを開設しましたので、ぜひ御覧ください。



内閣府防災
-YouTube

https://www.youtube.com/channel/UC0B5vI0lexAAbv_11H91Z_Q



津波防災
ひろめ隊サイト

<http://tsunamibousai.jp/>



津波防災ひろめ隊サイトトップページ



津波防災啓発ポスター

COLUMN

津波防災の日

平成23年6月に、津波対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「津波対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、津波対策に関する観測体制強化、調査研究推進、被害予測、連携協力体制整備、防災対策実施などが規定されています。そして、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるために、11月5日を「津波防災の日」とすることが定められました。

11月5日は、今から160年前の安政元年11月5日（太陽暦では、1854年12月24日）に発生した安政南海地震で、紀州藩広村（現在の和歌山県広川町）を津波が襲った時、濱口梧陵（儀兵衛）【写真1】が、暗闇の中で逃げる方向を見失わないように、稲むら（取り入れの終わった稲わらを屋外に積み重ねたもの）に火をつけて、村人を安全な場所に誘導したという実話にちなみます。【写真2】

この実話は、後に「稲むらの火」の物語として、地震後の早期避難の重要性を伝える優れた防災教材として、教科書を始め、マンガ、紙芝居など様々な形で紹介されています。また、国内に限らず、翻訳されアジア地域の8か国にも提供されています。



写真1 濱口梧陵（儀兵衛）
(1820-1885)



写真2 濱口梧陵が稲むらに火をつけようと松明を持って走る姿の銅像。広川町役場前の稲むらの火広場

11月5日は津波防災の日

津波!? 高いところへ!



しんじょう君
©2015 株式会社 ぎんぎん



ちっちやおっさん
©UPRIGHT



ふなっしー
©ふなっしー



くまモン
©2010熊本県観光課



きいちゃん
©2011 株式会社 ぎんぎん



わたしたちご当地キャラクターが、津波防災の取り組みを多くの方にひろめるお手伝いをします。

詳しくは

官民連携による防災

特集

日本は地震や津波、台風、豪雪、火山噴火などの自然災害が多い国です。また、首都直下型地震や南海トラフ地震といった巨大地震の切迫性が高まっていることも近年指摘されており、防災・減災対策の強化が急がれています。このような中、政府・地方自治体と民間企業が連携して、防災力を向上させる取り組みが進められています。

防災における企業の役割

今年3月に宮城県仙台市の仙台国際センターで開催された第3回国連防災世界会議では、国際的な防災の取組指針として、2030年までに災害による死者数や直接経済損失を大幅に減らすことなど7つの目標を盛り込んだ「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組では、災害リスクを低減するために、様々なステークホルダー（関係者）の参加や連携の必要性が強調されています。そのステークホルダーの一つが、企業などの民間セクターです。企業も政府や市民などとともに、防災の役割を担うべきとされています。また、企業の役割として、事業の継続、防災のための技術開発、官民による防災への投資などが言及されています。

第3回国連防災世界会議の本体会議や関連シンポジウムなどでも、防災における企業の役割について、様々な議論が行われました。例えば、本体会議のハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ（対話）では、「リスクに対応した投資…官民パートナーシップ」をテーマに、災害リスク削減に関する官民連携の重要性について議論が行われ、国や地域の各レベルで、民間セクターと政府機関との間に緊密な協力と信頼関係を構築する必要性が指摘されています。



今年3月、夢メッセみやぎで開催された「防災産業展 in 仙台」

また、関連事業の一つとして、夢メッセみやぎにおいて「防災産業展 in 仙台」が開催され、160社・団体が出展しました。IT、ロボット、自動車、エネルギーなど幅広い分野で、防災関連技術・製品が展示され、官民が連携して、日本の企業の技術力の高さを国内外に発信しました。

自然災害の多い日本では、大企業から中小企業まで、様々な業種の企業が防災関連技術・製品の開発に取り組みんでいます。こうした防災産業の役割は、仙台防災枠組で掲げた目標を達成するためだけでなく、首都直下型地震や南海トラフ地震といった巨大地震への対策のためにも、より重要となっています。

日本経済団体連合会（経団連）が今年2月に発表した「防災・減災に資する技術等の普及・開発促進に向けて」では、防災・減災技

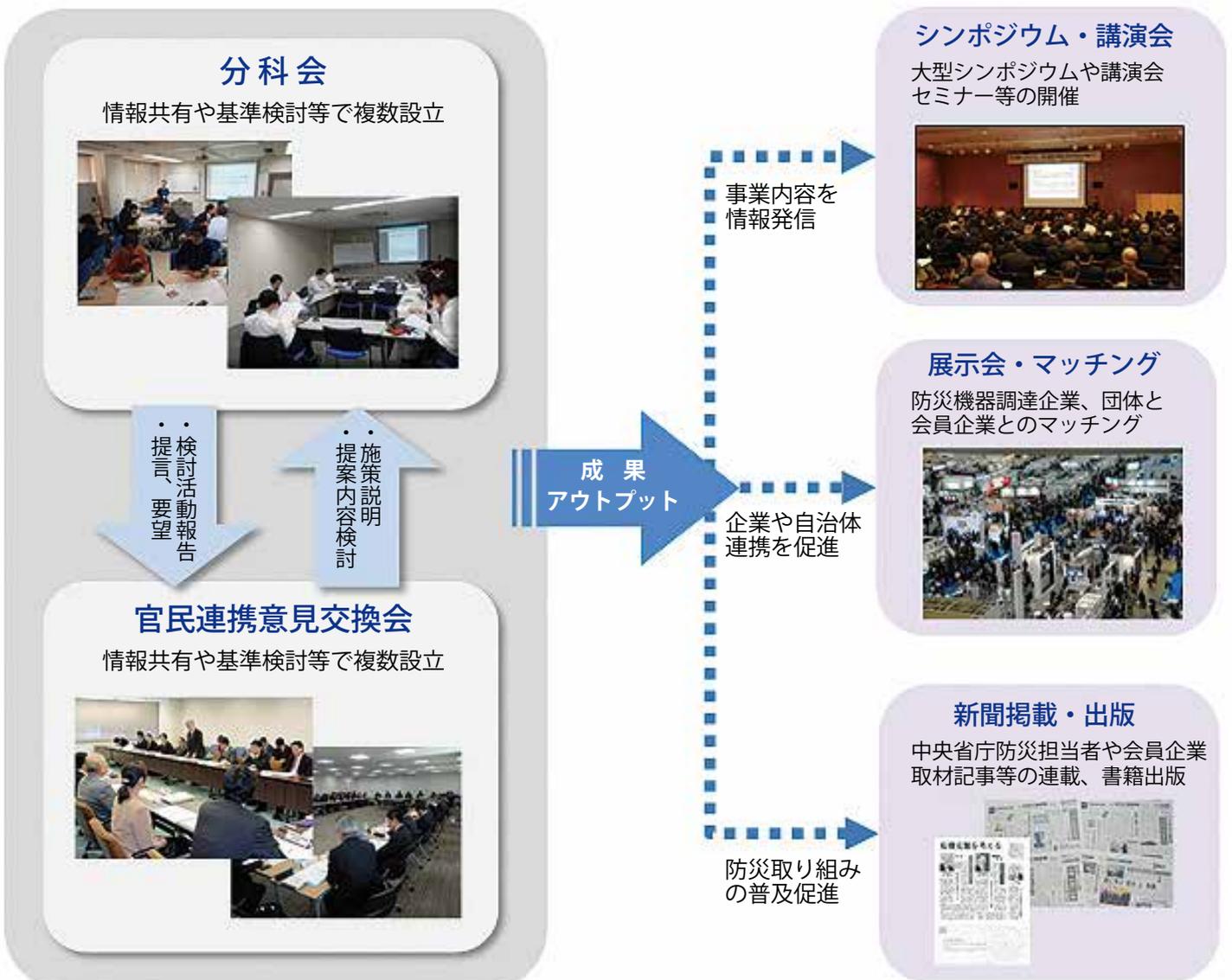
術の開発・普及促進のためには、産官学連携体制の構築が必要とし、それに向け「わが国全体の防災・減災技術等のシーズ・ニーズに関する情報を共有し、異業種間の技術開発者等の対話を促進していくべきである」と提言、「こうした有機的なコミュニケーションの中から、防災・減災技術等のイノベーションが発生されることが期待される」としています。

日本の防災産業が先進的技術やノウハウを結集してイノベーションを起こすことができれば、防災関連製品や防災システムなどの低価格化や高機能化、平時にも使用できるサービスの多様化などが可能になります。企業にとっても、こうして開発された製品やシステムは、災害時の被害軽減や事業継続に活用することができます。

民間における防災産業育成に向けた取組（日本防災産業会議の設立）

防災において、民間企業が果たす役割の重要性が高まる中、今年7月、防災関連技術・製品・サービス等を提供等する、製造、建設、情報通信、物流、金融、サービス、小売、運輸などの様々な業態の企業が集まり、任意団体「日本防災産業会議（会長・相澤益男科学技術振興機構顧問）」が設立されました。日本防災産業会議では、「防災産業の一層の育成強化を進め、国内および国際社会が求める防災対策・危機管理ニーズに積極的に応える」

日本防災産業会議の活動



出典：日本防災産業会議

という目的を掲げ、官民が情報を交換・共有し、学識者の知見も交え、オールジャパンで防災産業を育成し、日本の防災力の向上を目指しています。

官民連携意見交換会

このような中、官民や業種横断的な議論を行い、より実務的な点で、課題解決や提案などを行っていくことにより、防災力の向上に必要な新たな技術・ノウハウが創出され、これらを活用した実効性のある各種システム・サービスを生み出し、防災・減災対策や災害時に大いに活用され、被害の最小化やよりよ

い復興につながっていくことが期待されます。これらに取り組んでいくため、官民が連携して意見交換をする場として官民連携意見交換会が設けられました。

第一回の官民連携意見交換会が8月4日に開催され、内閣府防災担当、防災を担当する省庁、地方公共団体、日本防災産業会議の会員企業等が参加しました。当該会議には、内閣府防災担当から松本洋平内閣府大臣政務官が出席され、松本大臣政務官より冒頭の挨拶として、「防災には発災後の応急対応も大切であるが、何より事前の備えが必要であり、さらには、国や



官民連携意見交換会の様子

地方自治体だけの取り組みではなく、我が国の総合力として民間企業の皆様とも連携して取り組む必要がある」こと、「我が国の防災力の向上を図っていく上で、防災産業の育成強化が必要であり、防災・減災を進めていく上で、官民のそれぞれが有する情報・ノウハウを双方で活用していくことで、より有効な対策を講じて

いくこと」の必要性を述べました。

今回の意見交換会では、既に防災に係る取り組みを行っている民間企業の事例が紹介されました。また、今後の意見交換のテーマとして日本防災産業会議側より次の関心の高いテーマが挙げられています。

①災害時の被災状況等について行政機関、民間企業双方がそれぞれ有する情報を双方で共有化を目指していくこと

②民間企業が個社ごとに策定した事業継続計画を連動させるとともに、これらに関わる政府・行政機関の事業継続計画とも連動させ、より実効性のある社会全体の事業継続体制の構築を目指していくこと

③災害に備えるため平時からも活用できる、事業拠点のレジリエンス強化の在り方について

これらのテーマについて検討していくこととしています。また、テーマについては、これら3つの事項だけでなく、防災・減災対策や産業育成の観点から必要なテーマを今後も逐次挙げて、官民が連携して検討していくことを目指しています。

災害時の被害状況等の情報共有化については、具体的な検討に向けて日本防災産業会議において個別テーマを検討する分科会を本年

9月29日に立ち上げ、当該会議には、日本防災産業会議に参加する防災に係る関係する省庁や県などもオブザーバーとして参加し、意見交換を行いました。当該分科会では、既に県内での情報共有化を進めている徳島県の「災害時情報共有システム」の取組状況の紹介や、国土交通省が本年9月から運用開始した「総合災害情報システム(DiMAPS)」の紹介が行われました。また、民間企業が有する災害情報(例・配送車両・店舗・事業拠点などが得る情報)の活用可能性や、既に取り組んでいる事例の紹介(V-Lowマルチメディア放送を活用した防災情報の発信の取り組み)などがあり、これらの活用事例などを参考にしながら、災害情報の共有化に向けた官民による意見交換を進めていくこととなりました。

これらの取り組みを進めていくことで、防災力の向上に必要な新たな技術・ノウハウが創出するというイノベーションを起こすことで、一般製品への防災の視点を取り入れ、かつこれらの高機能な製品・サービスが低価格で普及していくことで、我が国のみならず途上国などの防災力向上に貢献していくことを目指しています。

事業継続計画 (BCP) と 事業継続マネジメント (BCM)

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、多くの企業が深刻な被害を受けました。工場や事務所が損害を受け、事業が中断されるだけでなく、復旧が遅れたことで、顧客や取引先を失う企業もありました。また、部品や原料の提供が止まったことで、サプライチェーン (供給網) が寸断され、その影響が日本のみならず、海外にまで波及しました。このように、自然災害のような突発的な緊急事態によって企業の事業が中断することは、自社の経営に打撃を与えるのみならず、国内外の取引先や顧客にも大きな影響を与える可能性があります。

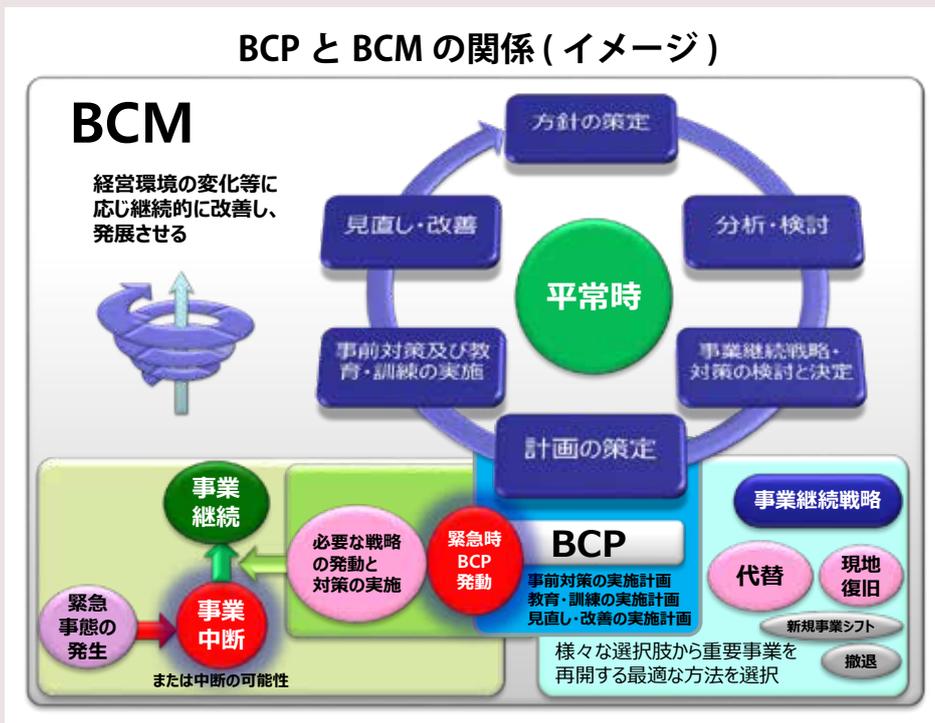
こうした事態を避けるために、企業が準備しておく計画が「事業継続計画 (BCP)」です。平成 25 年 8 月に内閣府が発表した「事業継続ガイドライン第三版」によれば、BCP は「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」としています。つまり、企業が危機的事象の対応計画として策定するのが BCP です。さらに、BCP と並び重要なのが、平常時からの「事業継続マネジメント (BCM)」です。事業継続ガイドライン第三版で BCM は「BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動」と説明されています。BCM は単なる計画ではなく、継続的な取組であり、経営レベルの戦略的活動として位置付けられるものです。そして、BCM の実施の中で生まれる成果物の一つが BCP と言えます。

平成 26 年 7 月、内閣府が発表した「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」によれば、平成 25 年度に大企業で BCP を策定している割合は 53.6% (平成 23 年度比で 7.8 ポイント増)、中堅企業では 25.3% (平成 23 年度比で 4.5 ポイント増) となっています。BCP を策定する企

業は年々増加していますが、まだ策定していない企業も多いです。

内閣府は BCM と BCP の普及を図るために「事業継続ガイドライン」を公表しています。最新版である事業継続ガイドライン第三版は、BCM 実施体制の構築、BCP の立案・策定、

BCP と BCM の関係 (イメージ)



平常時の教育・訓練などが紹介された BCM、BCP のための、いわば参考書となっています。また、事業継続ガイドライン第三版のさらなる理解と効果的な活用方法を提示することを目的に「解説書」も発表されています。いずれもインターネット上に公開されているので、これらを参考に BCM の実施、BCP の策定に役立てて下さい。

事業継続ガイドライン第三版

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/pdf/guideline03.pdf>

事業継続ガイドライン第三版 解説書

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/guideline03_ex.pdf

出典：事業継続ガイドライン第三版 解説書

「子ども災害対策本部」

もう一つのプログラムである「子ども災害対策本部」では、事前に応募した子どもたちが、「子ども大臣」に扮して政府の災害対応シミュレーションを体験するもので、山谷内閣府特命担当大臣（防災）も出席し、災害時でも使用する会議室を使用して行いました。内容は、災害時に内閣府の防災担当が担っている関係省庁との調整や対応を、シミュレーション形式で体験し、災害時に政府がどのように対応するかなど、具体的なイメージが湧くように、映像を使用して子どもでも分かりやすく学ぶことができるように考えられたものです。今回想定した災害は、大規模な土砂災害により、負傷者等が多数発生しているとの想定で行われました。このような状況を踏まえて、子ども内閣総理大臣から具体的な指示ができました。①政府の皆さんで力をあわせ、人命救助、行方不明者の捜索に全力で取り組む。②

安を感じていきますので、皆さんが安心して生活を送れるようにサポートしてください。③まだ雨が降っていて、土砂崩れがまた起きるかもしれない。国民の皆さんが不安にならないようにしっかりと情報を伝えるとともに、被害が大きくならないように、全力でがんばってください。この指示を受けて、子ども防災担当大臣からは、「現地へ政府調査団が見に行きました。まだ、水がどんどん溢れている。沢山のお家が壊れているのを見ました。危ないところに住んでいる人には避難するように伝えていきます。避難所は、市内の小学校の10か所に作りました。避難所の生活でなにか困ったことがないか聞いていきます。」このような具体的な活動内容が、各子ども大臣から発言されました。

参加した子どもたちからは、「実際に政府がこんな感じでやっているのかわかった。」や、「防災服を着ることができてよかった。」などの意見が寄せられ、大盛況でした。



子ども内閣総理大臣からの指示



冒頭あいさつする山谷防災担当大臣



30日（AM）に参加した「子ども大臣」のみなさん



想定した災害現場の様子をモニターで確認

平成27年度総合防災訓練

9月1日の『防災の日』を中心に、政府や地方公共団体などでは多くの防災訓練が実施されました。政府では『防災の日』に首都直下地震を想定した政府本部運営訓練を官邸で実施するとともに、安倍内閣総理大臣が東京都で行われた九都県市合同防災訓練の視察などを行いました。



政府本部運営訓練に参加する安倍内閣総理大臣と山谷防災担当大臣

『政府本部運営訓練』は、首都直下地震を想定し、安倍晋三内閣総理大臣を本部長として全閣僚が参加し、緊急災害対策本部会議とそれに引き続いての臨時の閣議の訓練を官邸で実施しました。

当日は訓練に先んじて、7時10分頃に東京都多摩東部を震源とするマグニチュード7・3、最大震度6強の首都直下地震が発生し、総理官邸周辺の道路の破損や渋滞などにより車両での参集ができない事態を想定して、各閣僚が自宅や自省庁等から徒歩で官邸に参集しました。

緊急災害対策本部運営訓練は、災害緊急事態の布告及びこれに伴う緊急災害対策本部の設置が閣議決定されたものとして、8時25分から実施しました。



会見を通して国民に協力の呼びかけを行う安倍内閣総理大臣

会議では、冒頭、安倍内閣総理大臣から各閣僚に対して人命救助を最優先に迅速、的確に対応するよう指示があった後、東京都庁とのテレビ会議を実施しました。

テレビ会議では、舛添要一東京都知事から被害状況の報告と政府への要請、政府調査団の団長として東京都庁に派遣された赤澤亮正内閣府副大臣から東京都に現地対策本部を設置すべきとの意見具申があり、それに対し安倍内閣総理大臣は、東京都の要請を受けて、全国から最大限の資源を注力することや、東京都現地对策本部の設置について早急に結論を出すことを伝えました。

その後、各閣僚から被害状況の報告や対応方針などの報告がなされ、これらを受けて、山谷えり子内閣府特命担当大臣（防災）から、東京都に緊急災害現地对策本部を設置するよう閣議に諮るとともに、神奈川、埼玉、千葉の各県に政府調査団を派遣することを提案し、各閣僚から異議なしとの発言をいただきました。また、安倍内閣総理大臣から各閣僚に対して、関係地方公共団体からの要請を待つことなく積極的に対応するとともに、要請に対しては情報の共有など各省庁連携して、迅速かつ全面的に支援するよう指示を出しました。

さらに引き続き行った臨時の閣議では、災害緊急事態の対処に関する基本的な方針及び東京都への緊急災害現地对策本部



立川消防少年団員とともにスタンドパイプ訓練に参加する安倍内閣総理大臣



結索訓練に参加する安倍内閣総理大臣



双腕重機による、がれき除去の訓練

の設置について閣議決定をしました。

その後、安倍内閣総理大臣は、山谷防
災担当大臣立ち合いの下、会見を行い、
NHKの生中継を通じて、身の安全の確
保、車による移動を極力控えること、正確
な情報の把握、買占めの自粛などについて
国民に協力を呼びかけました。

『九都県市合同防災訓練』は関東圏の9
つの地方公共団体が、合同で防災訓練を行
うもので、今年度は東京都が主会場となっ
て行なわれました。政府では、この訓練と
連携して、安倍内閣総理大臣の視察と災害
時に派遣される政府調査団の訓練を行いま
した。

まず、安倍内閣総理大臣は、多摩都市モ

ノレール線高松駅付近で実施された、高架
上で急停止したモノレールからの救出救助
訓練を視察しました。この訓練は、東京消
防庁、警視庁、多摩都市モノレール（株）
が共同で実施した訓練で、梯子車等による
車内の負傷者の救出救助などが行われまし
た。

その後、安倍内閣総理大臣及び政府調査
団は、メイン会場である国営昭和記念公園
へ向かい、住民共助による訓練に参加しま
した。ここでは、立川市や昭島市の市民や
周辺の小・中学生が参加した初期消火訓練
やロープの結索訓練、応急担架作成などの

訓練が実施されており、小学生
低学年向けの防災クイズや煙体
験なども行われていました。

安倍内閣総理大臣はこのエ
リアで、立川消防少年団、立川
消防団員とともにスタンドパ
イプによる初期消火訓練を体
験しました。スタンドパイプ
とは道路上にある消火栓等か
ら直接放水することができる
器具で、東京都では平成24年
頃から本格的に導入が進めら
れ、地域住民を対象とした講
習や訓練が実施されています。
今年の4月にはこの器具で地
域住民が初期消火を行うなど
の実績もあり、今後の地域で
の活用が期待されています。

この後、安倍内閣総理大臣をはじめ、山

谷防災担当大臣、高市早苗総務大臣、中
谷元防衛大臣、赤澤内閣府副大臣は、立
川消防少年団の小・中学生とともに、災
害時に役立つロープの結び方を訓練する
結索訓練に参加し、見事なロープワーク
を披露しました。

最後に、安倍内閣総理大臣は来賓スタン
ドで、警視庁、東京消防庁、自衛隊や国交
省関東地方整備局、及び周辺県から派遣さ
れた緊急消防援助隊（消防）、広域緊急援
助隊（警察）などが参加した救出救助訓練
及び道路啓開訓練を観望しました。この訓
練にはアームが二本あり、繊細な作業が可
能な双腕重機も投入されていました。これ
は、全国の消防関係には2台しかない機械
で、今後の導入により、がれき除去等での
威力が期待されます。

この会場では東京都が9月1日より都民
への配布を開始した、今すぐできる災害
への備え”や”知っておきたい災害知識”
などを解りやすく、網羅的にまとめた「防
災ブック」の普及コーナーがあり、このコー
ナーで舛添東京都知事より安倍内閣総理大
臣へ「防災ブック」の贈呈が行われました。
当日は、生憎の小雨模様でしたが、一部
を除き訓練は予定通り実施されました。訓
練会場には多くの市民が訪れ、実動機関に
とっては日頃の鍛錬の成果を披露する場にな
ったとともに、訓練に参加した一般の方
々々にとつても、自助・共助の大切さを意
識する良い場となりました。

活動火山対策特別措置法の改正

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害の教訓や、火山災害の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となり、登山者を含めた警戒避難体制の整備を行うこととする「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第52号。以下「改正法」といいます。）」が、平成27年7月に成立し、公布されました。ここでは、この改正法について紹介いたします。

1. 改正法の経緯

平成26年9月に発生した御嶽山の噴火では、予測困難な水蒸気噴火が突如発生し、火口周辺の多くの登山者が被災しました。この御嶽山の噴火では、登山者も対象とした警戒避難体制の整備や、火山研究体制の強化と火山専門家の育成が必要であることなど、様々な火山防災対策に関する課題が改めて認識されました。これを受け、政府においては、中央防災会議の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し、平成27年3月に今後の火山防災対策の推進について最終報告を取りまとめました（最終報告については平成27年夏号（第79号）をご覧ください）。

改正法は、この最終報告を受け、法制化

すべき点を措置したものです。具体的には、活動火山対策の対象として登山者を明記すること、火山地域の関係者が参画した火山防災協議会の意見聴取を経て地域防災計画に警戒避難体制の整備に関する事項を位置づけること等の措置を講じ、登山者・観光客も対象とした警戒避難体制の整備を図り、ハード・ソフト両面から活動火山対策を推進するものです。

改正法は、平成27年5月29日に閣議決定、同日に衆議院に提出され、衆参両院での審議を経て、同年7月1日に可決・成立し、同8日に公布されました。

2. 改正法の概要

① 基本指針の策定

内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）を定めなければならぬものとなりました。基本指針には、活動火山対策の推進に関する基本的な事項や、各種地域指定や計画作成の指針となるべき事項等を定めることとしています。

② 警戒避難体制の整備等

① 火山災害警戒地域

内閣総理大臣は、噴火の可能性が高

く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」といいます。）として指定できるものとなりました。

② 火山防災協議会

警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関する協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」といいます。）を組織するものとなりました。火山防災協議会は、都道府県知事及び市町村長、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、火山専門家、観光関係団体その他の都道府県及び市町村が必要と認める者から構成されます。



雲仙岳の火砕流（平成6年6月24日）



霧島山（新燃岳）の噴火（平成23年1月27日）

③ 都道府県地域防災計画に定めるべき事項等

警戒地域に指定された都道府県は、都道府県地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項や避難場所及び避難経路に関する事項について市町村地域防災計画に定める際の基準に関する事項、広域調整に関する事項等について定めるものとしました。

④ 市町村地域防災計画に定めるべき事項等

警戒地域に指定された市町村は、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、救助に関する事項等について定めるものとしました。また、警戒地域内の不特定多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、施設名称等を定めるものとしました。

⑤ 住民等に対する周知のための措置

警戒地域内の市町村は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達方法、避難場所及び避難経路等、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等を行わなければならないものとしました。

⑥ 避難確保計画の作成等

④で市町村地域防災計画に施設名称等を定められた施設の所有者等は、利用者

の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を行わなければならないものとしました。

⑦ 登山者等に関する情報の把握等

地方公共団体は、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、例えば登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入等を通じて、登山者等に関する情報把握に努めなければならないものとしました。

また、登山者等は、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保等、火山現象発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとしました。

③ 火山現象の研究観測体制の整備等

国及び地方公共団体が火山現象の研究及び観測のために努めるべき事項に、研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識等を有する人材の育成及び確保を加えることとしました。

④ 改正法の施行期

改正法は、公布の日（平成27年7月8日）から6カ月以内で政令で定める日から施行するものとしました。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



2. 法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定(第2条)

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

火山災害警戒地域の指定(第3条)

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定(常時観測火山周辺地域を想定)

火山防災協議会(第4条)

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、**火山防災協議会**を設置(義務)

必須構成員



必要に応じて追加

観光関係団体 等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

- ・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載(義務)】

【都道府県】(第5条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(都道府県内)
2. 右の2. 3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】(第6条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(市町村内)
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】(第7条)

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例(桜島)】

【避難確保計画の作成義務】(第8条)

集客施設(ロープウェイ駅、ホテル等)や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

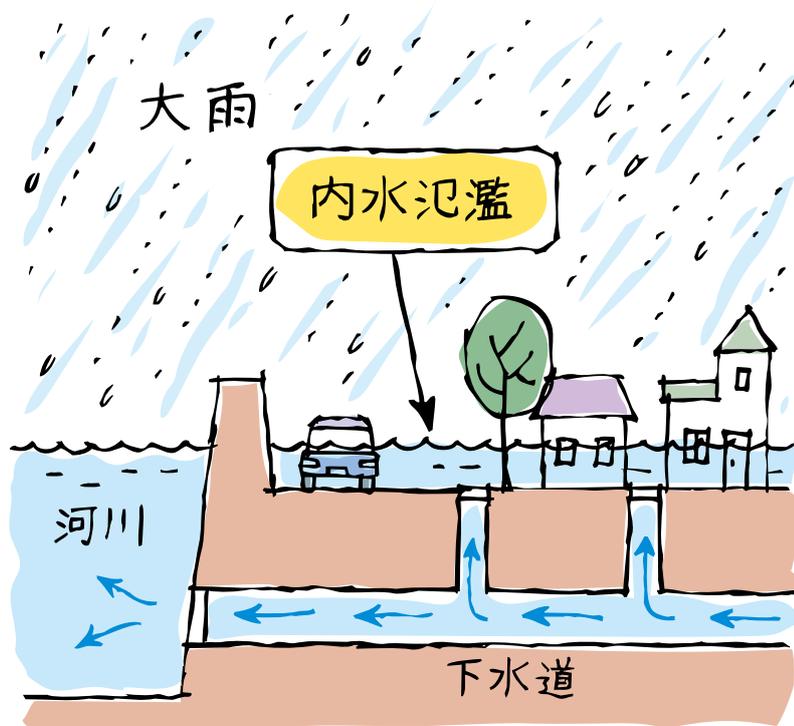
○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保(第30条)

○自治体や登山者等の努力義務(第11条)

- ・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・登山者等の努力義務(火山情報の収集、連絡手段の確保等)を新たに規定

大雨による被害が全国各地で相次いで発生していますが、どのように備えればいいですか？

大雨などの風水害は気象情報等を活用し事前に備えることのできる災害です。災害につながる雨や風の強さを知り、速やかに対処できる備えをしておくことです。



イラスト：井塚 剛

宅が浸水することがあるので、誰でも水害への備えは必要です。雨はあまりにも身近に起こる現象なので危険な状況になったことに気づかず、それが避難の遅れにつながります。まずはどのレベル

以上の雨が降っている場合には、災害になる恐れがあります。不要不急の外出は控えるなど、自分自身の安全を確保しましょう。自分の住んでいる地域に浸水の危険があるか事前に確認することも重要です。自分の住んでいる建物が、浸水想定区域にある場合は、早めの避難を心がけましょう。避難するときに道路が浸水していたら、水深が浅くとも流される恐れがあるため、無理に避難所に行くことはせず、2階以上の階へ避難することも検討しましょう。屋外にいるときは、高架下などの水が溜まりやすい場所や、川・用水路などの水が流れている場所の近くを通らないことが大切です。川の氾濫が予想される場合は、直ちに安全な場所へ避難することです。大変危険なので、決して川を見に行かないようにしましょう。不安な場合は、インターネット上で河川のライブカメラ映像が確認できます。また、日頃から建物内への浸水を防ぐための土嚢袋を用意しておくことも大切です。

日 本は、一年を通して適度な降雨に恵まれ、作物の実りが豊かになる恩恵を受けています。しかし、大量に雨が降ると洪水や浸水害、山崩れ・がけ崩れ・地すべりなどの土砂災害が発生します。水害には河川の水位上昇による外水氾濫と、市街地で雨水の量が排水処理能力を超えて起きる内水氾濫があります。川が近くになくても内水氾濫により住

になったら災害になるのかを知らしましょう。危険な雨の判断は1時間の雨量が20mm以上、降り始めてから100mm以上になったときです。水しぶきで周りが白っぽくなる50mm

になったら災害になるのかを知らしましょう。危険な雨の判断は1時間の雨量が20mm以上、降り始めてから100mm以上になったときです。水しぶきで周りが白っぽくなる50mm



危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
国崎 信江（くにさき のぶえ）
阪神・淡路大震災を機に、女性の視点を生かして自然災害から子どもを守るための研究を始める。防災、防犯関連の著作、講演のほか、内閣府・文部科学省など多くの防災関連の専門委員も務めている。

のうびじしん 濃尾地震 (1891)

1891年に岐阜県美濃、愛知県尾張地方を襲った地震で、多くの命が失われました。そうした悲劇を繰り返さないでほしいという思いが込められた「震災数え歌」が、今も歌い継がれています。



震災数え歌

「一つとせ 人々驚く大地震 美濃や尾張の哀れさは 即死と負傷人数知れず」

この歌が始まる「震災数え歌」が、岐阜県大垣市の「濃尾地震100年記念誌」に記録されました。市内在住の方が親から聞いた数え歌を覚えていたのです。

1891（明治24）年10月28日の早朝、岐阜県美濃、愛知県尾張地方を突然、マグニチュード8・0の巨大地震が襲いました。この地震での死者は7200人を超え、14万を超える家屋が全壊。世界でも最大級の内陸直下型地震でした。

10番まで続くこの数え歌では、震災の恐ろしさが生々しく歌い込まれています。後に、「地震にあえば身の終わり」（美濃・尾張）と掛詞になったほどこでした。

「二つとせ 夫婦も親子もあらばこそ あれと 言うまいぶきぶきと 一度に我が家が皆倒れ」

「三つとせ 見ても怖ろし土けむり 泣くのも哀れな人々が 助けておくれと呼び立てる」

続いて身近な人を助けようとしている様子も歌われています。

「四つとせ よいよに逃げ出す間もあらず 残りし親子を助けんと もどりて死ぬとは つゆ知らず」

「五つとせ いかい柱に押さええられ 命の危ぶきその人は やぶりて連れ出す人もある」

地震発生が朝の6時半過ぎ。朝食時で火気を使用している家庭も多く、火災により被害はより悲惨なものになりました。

「六つとせ 向ふから火事じやと騒ぎ出す こ



なたで親子やつれあいや 倒れし我が家 ふせ
こまれ」

「七つとせ 何といたして助けよと慌てるその
間にわが家まで どっと火の手が燃え上がる」

「八つとせ 焼けたに思えどよりつけず 目に
見て親子やつれあいや 焼け死ぬその身の悲し
さや」

過去の教訓を活かす

この数え歌で伝えたいのは震災の恐ろしさだ
けではありません。歌の締めくくりには、ボラ
ンティアによる救援活動や、日赤などの医療・
救護活動への感謝が述べられています。

「九つとせ ここやかしこで炊き出しを いた
して難儀な人々を 神より食事を与えられ」

「十とせ 所どころへ病院が 出ばりて療治は
無料なり 哀れな負傷人助け出す」

この歌には、悲惨な状況を後世に伝え、二度
と同じ悲劇を繰り返さないでほしいという思い
が込められています。そして、震災の様子とと
もに災害時の対応のすべてが七五調で書かれて
いて、数字のそろ合わせで覚えやすいように作
られています。ラジオもテレビもない時代、人々
は世の中の出来事を覚えやすい数え歌などにし
て広く世の中に伝えようとした。この「震
災数え歌」が歌い継がれることにより、私たち
の子孫もそこから多くの教訓を読み取り、防災
対策に活かすことができるのです。

※負傷人（けがにん）は、この数え歌の中の
読み仮名です。

女子学生の目線で防災力をアップ

神戸学院大学（兵庫県神戸市）の女子学生が結成した「防災女子」は、若い女性ならではの視点を生かし、行政や企業と協力しながら防災活動に取り組んでいる。

神

戸学院大学は阪神・淡路大震災から得られた知見を生かし、学部の枠を超えて防災や社会貢献について学べる「防災・社会貢献ユニット」を2006年に立ち上げた。学生による地域での防災教育、国内外の被災地でのボランティア活動など、フィールドワークを重視した同ユニットの実践的な教育プログラムは高く評価され、防災教育チャレンジプラン「防災教育大賞」、ぼうさい甲子園「グランプリ」、防災まちづくり大賞「消防庁長官賞」などを受賞している。2014年には、大学の学科としては全国的にも珍しい、防災を専門的に教育する「社会防災学科」を設立している。

この防災・社会貢献ユニットと社会防災学科の学生は様々なボランティア活動に取り組んでいるが、そ

の中で最近注目を集めているのが防災啓発を目的としたサークル「防災女子」である。メンバーは25名。すべて女子学生である。

2014年6月にそのサークルを立ち上げたのは防災・社会貢献ユニットの高岸明以さん。若い女性向けの防災グッズ集めや、非常食を使った料理を持ち寄る「防災女子会」など、楽しみながら防災意識を高める「防災女子」と名付けたそのアイデアで、高岸さんは2013年に、神戸市危機管理室が主催する「暮らしの備え」アイデアコンテストで最優秀賞を受賞している。

「大学での実習や講義、東日本大震災の被災地でのボランティアを通じて、女性の視点を生かした防災の必要性を強く感じ、『防災女子』のアイデアが浮かびました」と高岸さんは

言う。「賞の受賞は社会が求めているからと考え、アイデアを実現するために、友人などに声をかけ、『防災女子』を結成しました」

非常食を身近に

防災女子の本格的な活動の第一歩となったのが、2014年11月に神戸市危機管理室と共催した「Girls Party 非常食系女子」。メンバーは、アルファ化米、缶詰など神戸市が備蓄している非常食を使い、チャーハン、オムライス、サンドイッチなど約20種類の料理を作った。非常食は普段、食べる機会がほとんどないため、多くの人にとって馴染みが薄いものである。しかし、メンバーはそうした非常食を使い、日常でも美味しく食べられる料理に



イベントで包装食のアレンジレシピを紹介



非常食のアレンジ料理に取り組むメンバー



大阪のデパートで常備食を使ったアレンジレシピを配布

なるよう工夫を凝らした。

阪神・淡路大震災から20年目にあたる今年1月17日に開催された「ひょうご安全の日 のつどい」では、最小限の材料で炊き出しができる調理法として注目を集めている「包装食」を紹介するブースを出展した。包装食の作り方は、ポリ袋に米などの食材を入れ、沸騰したお湯で20〜30分煮るだけ。ポリ袋に入れたまま、食器や箸がなくても、手を汚さず食することができる。

メンバーは包装食のアレンジレシピとして、醤油バターご飯、ワカメごはんを考え、ブースで紹介した。

「日頃から食に強い関心を持つている女性や母親の方から、包装食はとても好評でした」と高岸さんは言う。「防災を考えるきっかけを作ることができて嬉しかったです。大学生として社会に貢献できる喜びを感じました」

9月1日の防災の日をほさみ、8月末から9月初めまでは、大阪市梅田のデパートで「ローリングストック」を紹介するイベントに参加。ローリングストックとは、災害時に備え、長期保存できる缶詰、レトルト食品、即席麺などの食品を普段の食事で使い、消費した分を買い足すことで、常備食を常に備蓄する方法。長期間保存できる特別な非常食は未使用のまま期限切れになっってしまうことも多いが、ローリングストックであれば、こうした無駄も避けられるだけでなく、食品の選択肢が広がり、災害時にも食べ慣れたものを用意することもできる。防災女子のメンバーは、同じ大学の栄養学部の協力も得て、トマトの缶詰を使ったりゾット、ひじきとサバの缶詰を使ったりパスタなど、栄養やカロリー

にも気を配った8種類のレシピを考案。デパートの特設売場で、買い物客にレシピが書かれたチラシを配布した。この活動は新聞やテレビで紹介されるなど反響を呼んでいる。

防災女子は、こうした非常食に関する取り組みの他、中学校での防災に関する出前授業や、防災訓練や防災イベントへの参加なども積極的にやっている。また、神戸市内に住む女性の防災意識のアンケートを実施。10代から70代まで1400名を超える女性を対象に、防災に関する知識、意識、行動の調査を行った。調査結果は今後の活動に役立つ予定である。

「大震災を経験した神戸でも、若い世代の防災への関心は高いとはいえません。いかに若い世代を巻き込んでいくかは大きな課題です」と高岸さんは言う。「私は来年で卒業ですが、後輩たちには防災女子を、学部や大学も越えて、広がりのある組織に育てて欲しいです」

(写真提供 神戸学院大学)

『ぼうさい』秋号 [No. 80]

平成27年9月30日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kouhou/>

●編集・発行

内閣府(防災担当)普及啓発・連携参事官室
 〒100-8914
 東京都千代田区永田町1-6-1
 中央合同庁舎第8号館
 TEL:03-5253-2111(大代表)
 FAX:03-3581-7510
 URL: <http://www.bousai.go.jp>

●編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
 〒101-0063
 東京都千代田区神田淡路町2-4-6
 エフアンドエフロイヤルビル7F
 TEL:03-5298-2111(代表)
 URL: <http://www.japanjournal.jp>

●印刷・製本

昭栄印刷株式会社
 printed in Japan

『ぼうさい』冬号は平成27年12月発行の予定です。

編集後記

われわれ防災関係者にとって、防災に関する気象情報はとりわけ重要です。今年の7月7日から運用が開始された「ひまわり8号」は、世界最先端の観測能力を有する可視赤外放射計を搭載した新しい静止気象衛星です。気象衛星は、海洋などの広い地域の雲や、水蒸気の分布を観測することができ、特に台風の監視においてはとても有効な観測手段です。毎年多くの台風が来襲する日本において、いち早く正確な情報の取得が可能となる「ひまわり8号」は強い味方であり、来年打ち上げられる「ひまわり9号」とともに、今後の防災気象情報の飛躍的な進化に期待が高まるばかりです。皆様も各行政機関から発せられる防災に関する情報に注意してもらい、正確な情報の収集に努めてください。

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当)広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAX、メールにてお寄せください。

11月5日は津波防災の日

津波防災ひろめ隊

2015-2016

わたしたちご当地キャラクターが、津波防災の取り組みを多くの方にひろめるお手伝いをします。



ふなっしー
©ふなっしー



くまモン
©2010熊本県くまモン



きいちゃん
和歌山県



しんじょう君
廣崎市2013#337



ちっちゃいおっさん
©UPRIGHT



2つのお約束

- ・家族と逃げる場所を決めておく
- ・自らの命を守ることに全力を尽くす

詳しくは

内閣府 津波防災

検索

内閣府
防災推進国民会議 防災推進協議会
日本防災産業会議 モノづくり日本会議

津波!? 高いところへ!